

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和4年12月26日(月) 午前9時30分から午前10時30分
会議場所	糸魚川市役所 201・202 会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】 出席委員：1 番齊藤健一郎委員、2 番片山敏隆委員、3 番大島博委員、4 番恩田正平委員、6 番松澤一久委員、7 番米原文明委員、8 番荻野輝道委員、9 番鷺澤茂雄委員、10 番伊藤眞一委員、11 番福田幸生委員、12 番井上二郎委員、13 番齋藤登委員、14 番稲葉淳一委員、15 番齋藤清美委員、17 番川内敏夫委員、19 番樋口佐登子委員</p> <p>欠席：5 番園田岳彦委員、16 番川合次夫委員、18 番松澤隆一委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席者無)】</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席16名)</p>
出席職員	木島農業委員会事務局長、星野同次長、中村同係長、伊藤同主査、木嶋同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	9 番 委員
	10 番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.18～No.25 8件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.6～No.9 4件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.46～No.67 22件

報告第4号 農地使用貸借契約の解約について
No.1 1件

報告第5号 許可処分の取消について 1件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3016 1件

議 第2号 農用地利用集積計画案について
No.151～No.218 68件

議 第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.8～No.13 6件

議 第4号 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見について

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席通告委員は、5番園田岳彦委員、16番川合次夫委員、18番松澤隆一委員の3名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p>日程第1＝議事録署名委員の指名について 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔異議なし〕と呼ぶものあり</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員を指名いたします。</p>
	<p>日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて事務局の報告を求めます。</p>
伊藤主査	<p>報告いたします。議案の1頁をご覧ください。</p> <p>18番青海地区、須沢地内の1筆442㎡について、原野となっております。</p> <p>19番から24番までは、この7月の総会で承認された信越ポリマーの駐車場の件です。駐車場が完成したので現地確認をし、転用事実の確認をしました。</p> <p>19番大和川地区、大和川地内の11筆2,058㎡について、駐車場敷地となっております。</p>

<p>議長</p>	<p>20 番大和川地区、大和川地内の 2 筆 548 m²について、駐車場敷地となっております。</p> <p>21 番大和川地区、大和川地内の 1 筆 171 m²について、駐車場敷地となっております。</p> <p>22 番大和川地区、大和川地内の 1 筆 82 m²について、駐車場敷地となっております。</p> <p>23 番大和川地区、大和川地内の 3 筆 527 m²について、駐車場敷地となっております。</p> <p>24 番大和川地区、大和川地内の 1 筆 360 m²について、駐車場敷地となっております。</p> <p>25 番能生地区、能生地内の 1 筆 69 m²について、墓地となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしの発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p> <p>伊藤主査</p>	<p><報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について事務局の報告を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の 3 頁をご覧ください。</p> <p>6 番上早川地区、砂場、北山地内の 32 筆 4,984.16 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>7 番糸魚川地区、一の宮 3 丁目地内の 3 筆 1,813 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>8 番根知地区、大神堂地内の 2 筆 323 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>9 番能生谷地区、溝尾地内の 6 筆 2,505 m²について、空地を畑として活用したいものです。以前は、農地でしたが土砂災害で荒れ、非農地だったところを今回新たに活用するという事です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしの発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承</p>

<p>議長 伊藤主査</p>	<p>認することに決しました。</p> <p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の報告を求めます。 報告いたします。議案の5頁をご覧ください。</p> <p>46 番大和川、西海地区、大和川、羽生地内の6筆1,897㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>47 番西海地区、釜沢、田中地内の4筆501㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕されます。</p> <p>48 番糸魚川地区、蓮台寺2丁目地内の8筆2,605.60㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>49 番糸魚川地区、一の宮3丁目地内の3筆1,813㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕されます。</p> <p>50 番大野地区、大野地内の2筆2,127㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>51 番大野地区、大野地内の1筆1,032㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>52 番根知地区、東中地内の2筆2,112㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>53 番根知地区、東中地内の2筆3,035㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>54 番根知地区、根小屋地内の1筆2,255㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>55 番根知地区、大所地内の1筆2,272㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>56 番根知地区、大所地内の1筆2,197㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>57 番今井地区、中谷内地内の2筆909㎡について、圃場整備のための解約となります。</p> <p>58 番今井地区、中谷内地内の2筆641㎡について、圃場整備のための解約となります。</p> <p>59 番今井地区、中谷内地内の1筆770㎡について、圃場整備のための解約となります。</p> <p>60 番今井地区、中谷内地内の2筆1,741㎡について、圃場整備のため</p>
--------------------	---

	<p>めの解約となります。</p> <p>61 番今井地区、大谷内地内の6筆3,320㎡について、圃場整備のための解約となります。</p> <p>62 番今井地区、大谷内地内の7筆4,280㎡について、圃場整備のための解約となります。</p> <p>63 番今井地区、大谷内地内の3筆1,545㎡について、圃場整備のための解約となります。</p> <p>64 番今井地区、大谷内地内の1筆702㎡について、圃場整備のための解約となります。</p> <p>65 番今井地区、大谷内地内の7筆4,296㎡について、圃場整備のための解約となります。</p> <p>66 番能生谷地区、平地内の2筆1,391㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>67 番能生谷地区、柱道地内の1筆2,073㎡について、農地中間管理事業を活用するための解約となります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	
片山委員	<p>50 番から 53 番までの案件で農地集約のためとあるが、どういうものなのか詳しく教えてください。</p>
伊藤主査	<p>今現在も耕作をしているが、地域で新たに田んぼを組み替えて集積、集約をするために現契約を解除し組み替えるものであり、そのための解約となります。</p>
片山委員	<p>他の担い手と交換するというものですか。</p>
伊藤主査	<p>地区で話し合いが進んで、解約となりました。</p>
片山委員	
福田委員	<p>57 番から 65 番までの案件で、圃場整備のためとあるが日付が令和4年5月からとなっているのは、これから圃場整備をするという案件でしょうか。</p>
伊藤主査	<p>現在、整備中です。</p>
福田委員	<p>わかりました。圃場整備はこのタイミングででてくる案件なのか、協議をする前にでてくる案件なのか。</p>
伊藤主査	<p>実際は新たな区画で整備するのですが、それはこれからの契約となります。実際に、解約が提出されたのは前の段階で、届出が今現在提出されたものであり、作付終了後となります。</p>

福田委員	届出が遅いのではないのでしょうか。以前も同じようなことがあったが、こういうことになると始末書と同じ案件ではないのではないのでしょうか。実際にはもう工事が始まっているのでは。
伊藤主査	従前地として残っているのです、それを解約し利用権の設定を解除するためです。
議長	その他ご意見、ご質問ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしの発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
議長	以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について審議に入ります。
議長	<報告第4号 農地使用貸借契約の解約について>
伊藤主査	報告第4号 農地使用貸借契約の解約について報告を求めます。 報告いたします。議案の11頁をご覧ください。 1番上早川地区、砂場、北山地内の10筆876㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。 以上で、説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
松澤一久委員	同住所なので、親子関係でしょうか。
伊藤主査	親子関係で、北山は耕作できず荒れていたのです、今回申請がありました。
松澤一久委員	年金の関係は。
伊藤主査	後継者移譲で行っているのです、基本的にはお父さんは耕作しておらず、息子が耕作していたものです。
松澤一久委員	ありがとうございました。
議長	その他ご意見、ご質問ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしの発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
議長	<報告第5号 許可の取消申請について>
木嶋主任主事	報告第5号 許可の取消申請について報告を求めます。 報告いたします。議案の12頁をご覧ください。 令和4年3月30日開催の定例総会にて許可された申請地について、

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>譲受人が土地の取得代金の調達が困難になったため、許可処分の取消をしたいと思います。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対する質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしの発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>日程第3＝付議事項</p>
<p>議長</p> <p>木嶋主任主事</p>	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の13頁をご覧ください。</p> <p>3016番能生谷地区、小見地内の1筆396㎡について、所有権移転による売買となります。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道北部2号線沿いの場所です。譲渡人は、今後耕作をする予定がないため、耕作している譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>議長 齋藤委員</p>	<p>只今の議事に対するご質問、ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>現地は、笹川組の後ろの土地ですが、現地確認したところ畑を耕作しておりました。問題ないと思われます。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。質問並びに地区委員の意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長

木嶋主任主事

<議第2号 農用地利用集積計画案について>

議第2号 農用地利用集積計画案について、事務局の説明を求めます。

説明いたします。議案の14頁をご覧ください。

151 番下早川地区、堀切地内の1筆1,999㎡について規模拡大となります。

152 番下早川地区、田屋地内の2筆268㎡について更新となります。

153 番下早川地区、滝川原地内の3筆2,196.53㎡について規模拡大となります。

154 番下早川地区、滝川原地内の1筆2,340㎡について規模拡大となります。

155 番上早川地区、五十原、越地内の8筆4,289㎡について更新となります。

156 番下、上早川地区、五十原、越、宮平地内の5筆5,046㎡について更新となります。

157 番下早川地区、五十原地内の1筆2,851㎡について規模拡大となります。

158 番下早川地区、五十原地内の2筆3,013㎡について更新となります。

159 番上早川地区、越地内の2筆990㎡について更新となります。

160 番上早川地区、越地内の1筆1,222㎡について更新となります。

161 番上早川地区、大平地内の23筆2,274㎡について更新となります。

162 番上早川地区、大平地内の1筆270㎡について更新となります。

163 番上早川地区、大平、中川原新田地内の9筆11,098㎡について規模拡大となります。

164 番上早川地区、中川原新田地内の2筆459㎡について更新となります。

165 番上早川地区、中川原新田地内の1筆1,000㎡について更新となります。

166 番大和川、西海地区、大和川、羽生地内の6筆1,897㎡について規模拡大となります。

167 番西海地区、栗倉地内の1筆945㎡について更新となります。

168 番西海地区、栗倉地内の3筆2,508㎡について更新となります。

169 番西海地区、川島地内の7筆11,235㎡について更新となります。

170 番西海地区、川島地内の2筆5,889㎡について更新、同じく川島地内の4筆905.52㎡について規模拡大となります。

171 番西海地区、川島地内の3筆8,325㎡について更新となります。

172 番西海地区、川島地内の4筆5,555㎡について更新となります。

173 番西海地区、川島地内の4筆4,468㎡について更新となります。

174 番西海地区、川島地内の2筆3,303㎡について更新となります。

175 番西海地区、川島地内の1筆3,018㎡について更新となります。

176 番西海地区、川島地内の1筆554㎡について更新となります。

177 番西海地区、羽生地内の10筆17,574㎡について更新となります。

178 番西海地区、羽生地内の1筆1,135㎡について更新となります。

179 番西海地区、羽生地内の1筆1,303㎡について更新となります。

180 番西海地区、羽生地内の2筆1,731㎡について更新となります。

181 番西海地区、羽生地内の1筆1,383㎡について更新となります。

182 番西海地区、羽生地内の2筆1,447㎡について規模拡大となります。

183 番西海地区、羽生、平牛地内の7筆9,215㎡について規模拡大となります。

184 番糸魚川地区、南押上3丁目地内の2筆978㎡について更新となります。

185 番糸魚川地区、南押上3丁目地内の4筆1,434㎡について更新となります。

186 番糸魚川地区、蓮台寺2丁目地内の7筆2,601㎡について規模拡大となります。

187 番糸魚川地区、蓮台寺2丁目地内の9筆3,057㎡について更新となります。

188 番大野地区、大野地内の2筆2,127㎡について規模拡大となります。

189 番大野地区、大野地内の4筆2,970㎡について更新となります。

190 番大野地区、大野地内の1筆1,040㎡について更新となります。

191 番大野地区、大野地内の1筆1,032㎡について規模拡大となります。

192 番大野地区、大野地内の18筆7,227.97㎡について更新となります。

193 番根知地区、根小屋地内の1筆343㎡について規模拡大となり

ます。

194 番根知地区、根小屋地内の1筆2,255㎡について規模拡大となります。

195 番根知地区、根小屋、大所地内の3筆4,920㎡について更新となります。

196 番根知地区、東中地内の1筆2,957㎡について更新となります。

197 番根知地区、大所地内の1筆1,639㎡について更新となります。

198 番根知地区、大所地内の1筆2,011㎡について規模拡大となります。

199 番根知地区、大所地内の1筆2,272㎡について規模拡大となります。

200 番根知地区、大所地内の1筆2,197㎡について規模拡大となります。

201 番磯部地区、徳合地内の3筆1,473㎡について更新となります。

202 番磯部地区、徳合地内の3筆2,344㎡について更新となります。

203 番磯部地区、徳合地内の1筆953㎡について規模拡大となります。

204 番磯部地区、徳合地内の1筆1,010㎡について更新となります。

205 番磯部地区、徳合地内の1筆1,521㎡について更新となります。

206 番能生谷地区、柱地内の1筆994㎡について更新となります。

207 番能生谷地区、鶉石地内の1筆2,689㎡について更新となります。

208 番能生谷地区、高倉地内の4筆6,805㎡について更新となります。

209 番能生谷地区、柱道地内の2筆1,659㎡について規模拡大となります。

210 番能生谷地区、柱道地内の1筆341㎡について更新となります。

211 番能生谷地区、柱道地内の2筆3,044㎡について更新となります。

212 番能生谷地区、柱道地内の2筆3,103㎡について更新となります。

213 番能生谷地区、柱道地内の1筆1,505㎡について更新となります。

214 番下早川、上早川地区、五十原、越地内の3筆3,129㎡について農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

<p>議長 米原委員</p>	<p>215 番根知地区、和泉地内の4筆6,743㎡について農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>216 番根知地区、山口地内の2筆2,778㎡について農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>217 番能生谷地区、柱道地内の1筆2,429㎡について農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>218 番能生谷地区、柱道地内の1筆2,073㎡について農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問、ご意見をお受けいたします。</p> <p>152 番の10 アール当りの単価の25,000円ですが、早川はこんなに高い単価でしょうか。</p>
<p>木嶋主任主事</p>	<p>全体金額が6,700円、面積268㎡で割り返すと割高となり、10アールあたりに直すと単価が高くなります。</p>
<p>米原委員 議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にご意見、ご質問ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。質問並びに地区委員の意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>議第3号 農用地利用配分計画案について、このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、大島博委員の案件を先に審議しますので、大島委員の退席をお願いします。</p> <p>〔大島委員退席〕</p>
<p>議長 木嶋主任主事</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の32頁をご覧ください。</p> <p>8番下早川、上早川地区、五十原、越地内の3筆3,129㎡について農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>ご質問・ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔大島委員入室〕</p> <p>つぎに齋藤登委員の案件を審議しますので、齋藤登委員の退席をお願いいたします。</p>
議長	<p>〔齋藤登委員退席〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
木嶋主任主事	<p>13 番能生谷地区、柱道地内の 1 筆 2, 073 m²について農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔齋藤登委員入室〕</p> <p>つづきまして、残りの案件を審議します。</p>
木嶋主任主事	<p>説明いたします。</p> <p>9 番大和川地区、梶屋敷地内の 1 筆 1, 709 m²について農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>10 番大野地区、大野地内の 2 筆 1, 980. 90 m²について農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>11 番根知地区、和泉、山口地内の 6 筆 9, 521 m²について農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>12 番能生谷地区、柱道地内の 1 筆 2, 429 m²について農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問、ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>[地区委員より「異議なし」の声あり]</p> <p>異議なしと認めます。質問並びに地区委員の意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号農業振興地域整備計画の変更等に係る意見について></p> <p>議第4号 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見について、事務局の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。農業振興地域の青色、農用地地区の転用申請が提出される予定となっております。議案の36頁をご覧ください。転用計画です。山寺の金蔵院、事業計画としては山寺の1筆の農地を転用するものです。事業内容としては、墓園および駐車場の造成となります。こちらについては令和2年5月に一度、共同墓地ということで皆様から異議なしということで報告をさせていただいております。その後、共同墓地の計画内容が変更となるということで転用自体と農振除外も取り下げ、一旦なくなっております。その後、中身を新たに精査して今回、区画して区切られた墓地の転用計画が提出されました。</p> <p>候補地については、議案の41ページをご覧ください。候補地4は既存の墓地がある所で、急傾斜地で駐車場もないので行くことができない、また墓園自体も古く崩れたりしている所もあるので、今回新たな隣の場所を選定して、農振の除外を申請したいということです。当該農地については、高齢のため耕作されておらず、転用については問題ないと思われます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長 片山委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>前に転用承認したものをまた改めて計画変更の承認を求めるといのはどういうことでしょうか。</p>
伊藤主査	<p>前回は、計画を提出し農振除外申請まではしたのですが、途中で取り下げられたため転用の申請まではしておりません。今回、改めて内容を精査し、農振除外と転用申請が提出されるということです。</p>
片山委員 伊藤主査	<p>他の案件でもこのような計画書が提出されていたのでしょうか。</p> <p>農振農用地地区の除外申請であるため、許可権者の糸魚川市から農業委員会に意見を求めるということで過去においても何件かあります。</p>
片山委員 伊藤主査	<p>今回の該当地が農振農用地であるために提出されたのでしょうか。</p> <p>農振農用地だと開発行為に規制がかかるため、除外する手続きが必要となるため提出されたものです。</p>

議長	<p>その他にご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長 伊藤眞一委員	<p>ないようですので、地区担当員のご意見をお受けいたします。 該当地が急傾斜地であり危険なため、新しい場所に行けば大丈夫だろうということです。駐車場があり、高齢者や足の不自由な方が安心して来ることができる墓地を作りたいというのが本人の強い希望ですので、ご理解を願いたいと思います。</p>
議長	<p>ほかにご質問。ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。質問並びに地区担当委員の意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1/31(火) 定例総会 午前9:30～ 糸魚川市役所2階会議室 <p>イ その他</p>